

弔慰金・高度障害見舞金事業のご案内

組合員の皆さんが、在職中に万一死亡したとき、または所定の高度障害状態となった場合に「弔慰金・高度障害見舞金」として10万円支給されます。

弔慰金・高度障害見舞金の概要

支給要件

組合員が死亡または下記高度障害状態に該当した場合に支給されます。

(高度障害状態)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

支給金額

一律10万円支給されます。

受給者

「弔慰金」については、死亡した組合員の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って支給します。

なお、同順位者が二名以上あるときはその全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は全員に対してしたものとみなします。

「高度障害見舞金」の受給者は、組合員本人とします。

お知らせ

本制度を円滑に運営するために共済組合と生命保険会社との間に団体保険契約を締結します。

詳細については、大阪府市町村職員共済組合ホームページ(<http://www.osaka-kyosai.jp/>)の「共済メニュー⇒福祉事業⇒弔慰金・高度障害見舞金⇒お知らせ文書」にてご確認ください。